

公布された条例のあらまし

◇奈良県税条例等の一部を改正する条例

第一 奈良県税条例の一部改正

1 法人事業税関係

(1) ガス供給業のうち、ガス事業法に規定するガス製造事業者（同法に規定する特別一般ガス導管事業者に係る供給区域内において同法に規定するガス製造事業を行う者に限る。）が行うもの（同法に規定する一般ガス導管事業及び同法に規定する特定ガス導管事業（以下「導管ガス供給業」という。）を除く。以下「特定ガス供給業」という。）に係る法人の事業税について、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により課するものとする事とした。

(2) ガス供給業のうち、導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外のものに係る法人の事業税について、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人にあつては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により、資本金一億円以下の普通法人等にあつては所得割額により、それぞれ課するものとする事とした。

(3) 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人の所得割について、標準税率を百分の一とすることとした。

(4) 特定ガス供給業に対する法人の事業税の標準税率を次のとおりとすることとした。

ア 収入割	百分の〇・四八
イ 付加価値割	百分の〇・七七
ウ 資本割	百分の〇・三二

2 不動産取得税関係

(1) 住宅に係る課税標準の特例措置又は住宅の用に供する土地について一定の税額を減額する特例措置の適用があるべき旨の申告がなかった場合においても、要件に該当すると認められるときは、これらの特例措置を適用すること

ができることとした。

(2) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長することとした。

(3) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長することとした。

(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長することとした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第二 奈良県税条例の一部を改正する条例附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一条第四号に掲げる規定による改正前の奈良県税条例の一部改正

第一の1並びに電気事業法及びガス事業法の改正に伴う所要の措置を講ずることとした。

第三 施行期日等

1 令和四年四月一日から施行することとした。

2 その他所要の経過規定を置くこととした。